

一般財団法人 中央市農業振興公社農業用機械等貸付規程

令和5年11月10日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人中央市農業振興公社(以下「農業振興公社」という。)が
所有する別紙一覧の「トラクター、乗用モーター、マルチ張り機、管理機等」(以下「農業機械」とい
う。)の貸し付けについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象者等)

第2条 農業機械の貸し付け対象者は、中央市内に住所を有する個人、法人及び団体とする。
また、作業実施農地については、市内所在のものに限定するものとする。ただし、トラクターの使
用は、旧豊富村地内農地に限定するものとする。

(貸付手続)

第3条 農業機械を使用しようとする者(以下「借受者」という。)は、原則農業用機械等借
受申し込み書(別記様式)(以下「申込書」という。)を前日までに農業振興公社に提出しなければな
らないものとする。なお、電話等での申し込みにおいても貸し付け可能とするものとする。
2 農業振興公社は、貸し付け時にこの貸付規程を説明し、借受者に交付するものとする。

(使用・返却等)

第4条 借受者は、借り受けた機械の使用について、善良なる管理義務をもって作業し、無理のない作業を行わなければならない。

2 機械の受け渡し及び返却は、農業振興公社が指定する場所において行うこととし、借受者は、農業振興公社職員の立ち合いの下で、指定された場所に返却時刻内に搬入するものとする。

3 農業振興公社は、必要があると認めるときは、借受者に対し機械の使用状況について、作業時又は返却時に報告を求めることができる。

(転貸の禁止)

第5条 借受者は、借り受けた機械を転貸してはならない。

(強制返還)

第6条 農業振興公社は、借受者が次の各号に該当するときは、借受者に係る農業機械の返還を求めることができる。なお、この場合も第4条第2項の規定に基づき行うこととする。

(1) 提出した申し込み書に虚偽の記載があった場合

(2) この規程に定めた事項に違反した場合

(3) 借受者に貸し付け不相当と認められる行為があったとき

(利用料等)

第7条 借受者は、利用料を納めなければならない。

2 利用料の額は、別表のとおりとする。

3 前項の利用料は、機械を利用する時、若しくは作業終了時に農業振興公社が指定する方法で納付するものとする。

4 機械の燃料については借受者の負担とし、満タンにして農業機械を返還するものとする。

(費用負担)

第9条 農業機械の貸し付けと返還に要する一切の費用は、如何なる場合も借受者の負担とするものとする。

(管理・滅失、毀損等)

第10条 農業振興公社は、農業機械の定期的な点検及び消耗部品の交換等により、農業機械が安全かつ効率的に使用できるよう管理するものとする。

2 借受者は借り受けた農業機械を損傷し、又は滅失若しくは損壊したときは、直ちにその内容

と理由を農業振興公社に報告し、農業振興公社の指示に従いこれを弁償し、又は現状に復さなければならない。

- 3 農業振興公社は、借受者の同意を得て機械の修理又は部品の交換を行うときは、当該借受者に対しその経費の一部の負担を求めることができる。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和 5 年 11 月 10 日から施行する。

別記様式

農業用機械等借受申し込み書

農業機械を次により借り受けたいので、一般財団法人中央市農業振興公社農業用機械等貸付規程第3条第1項に基づき、次のとおり申し込みます。

借受者 住所
氏名
電話(固定・携帯)

1 利用日時 年 月 日
時 分 ~ 時 分まで
(時間 分)

2 借受け申込み農業機械

(利用料金 円)

3 利用場所・字等 中央市

一般財団法人中央市農業振興公社